

候補者の推薦および選考について

1. 候補者の推薦方法

都道府県・政令指定都市、民俗学者、観光関係団体、商工会議所、商工会等を推薦者とし、部門ごとに所定の推薦書により推薦していただく。

なお、「高円宮殿下記念地域芸能大賞」については「地域伝統芸能大賞」ご推薦の中から選考する。

2. 受賞者の選考方法

当財団に設ける「高円宮殿下記念地域伝統芸能賞等選考委員会」（以下「選考委員会」という。）においてその選考を行う。なお、選考委員会で推薦があった団体又は個人について審査した結果、各賞に相応しいものがない場合には、該当者なしとする。

3. 選考の基本的な考え方

(1) 地域伝統芸能活用センターが設けた賞であるので、「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」並びに、センターの設立主旨及び事業目的に照らして相応しいものであること。

(2) その他

(イ) 「多年にわたり」とは、概ね10年以上とする。

(ロ) 「地域伝統芸能等」とは、地域の伝統的な芸能及び風俗習慣をいう。なお国、地方公共団体から文化財の指定を受けているか否かは問わない。

(ハ) 「活用」とは、地域伝統芸能等を主題として、観光及び地域の商工業の振興を図ることをいい、地域伝統芸能等そのものの保存のみを目的としたものは除外する。

(ニ) 「観光及び地域の商工業の振興に著しい貢献」とは当該地域伝統芸能等の公演回数、集客状況等から判断する。

(ホ) 「祭り文化普及功労賞」については今回、有力な候補がなかったことにより選考対象から外すこととする。